

官報

號外

明治三十八年一月二十五日 水曜日

印 刷 局

○第二十一回衆議院議事速記録第十號

明治三十八年一月二十四日(火曜日)午後一時七分開議

議事日程 第九號 明治三十八年一月二十四日(火曜日)

午後一時開議

(拍手起立)

○議長(松田正久君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

○議長(松田正久君) 開會致シマス、諸君、本月六日本院ノ議決ニ係ル上奏案ハ、翌七日午前十時三十分參内ノ上、宮内大臣ヲ經テ、捧呈致シマシタルトコロ、龍顏麗シク御受納アラセラレタル旨、宮内大臣ヨリ承聞致シマシタ、又同日ノ決議案ハ、陸軍大臣ニ托シテ旅順攻圍軍ニ傳達致シマシタ、此段御報告ニ及ヒマス

- | | |
|---|------|
| 第一 古物商取締法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第三 賃屋取締法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第五 罹災救助基金法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第七 北海道罹災救助基金法案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第九 市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩縣ノ配賦金及配當金ノ仕拂殘額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ關スル法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第十一 遠洋漁業獎勵法改正法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第十三 巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第十五 明治三十五年法律第二十九號中改正法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 | |
| 第十七 ムル件(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十八 明治三十七年勅令第二百一十五號(承諾ヲ求ムル件)(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十九 外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造ニ關スル法律案(花井卓藏外四名提出) | 第一讀會 |
| 第二十 俘虜刑罰法案(花井卓藏外一名提出) | 第一讀會 |
| 第二十一 外國ニ於テノミ流通スル硬貨紙幣銀行券及帝律案(鳩山和夫外一名提出) | 第一讀會 |
| 第二十二 俘虜處罰ニ關スル法律案(元田肇外一名提出) | 第一讀會 |

十錢トカ云フコトデアルガ、其請負ラナス者ハ、十五日位デ以テ、五六百圓ノ金ヲ取ルト
云フコトヲ聞イテ居ル、危險ナル仕事トハ云ヒナカラ、其間餘程投機ノ仕事ヲスルヤウナ
コトニナシテハ、甚ダ遺憾ナコトデアリマシテ、ドウ云フ案排ニ給料ヲ仕拂シテ居ルカ、請負
ハシテアル者ハドウ云フ標準ニシテアルカ伺ヒタ、本會ニ於テ餘リ答辯が仕惡イト云フコ
トデアレバ、書面デモ宜シイガ、餘程其點ニ付イテ注意ヲ願ヒタイ、御答が出來レバ御
答ヲ願ヒタイガ、御答が出來スナラバ十分注意ヲシテ戴キタ

(政府委員外松孫太郎君登壇)

○政府委員(外松孫太郎君) 唯今ノ御質問ニ對シテハ、書面デ差上ゲタ方ガ宜カラ
ウト思ヒマスカラ、書面デ差上ゲルコトニ致シマス

○議長(松田正久君) 諭算委員長ノ報告通異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○讀長(松田正久君) 然ラバ追加豫算ノ全部、豫算委員長ノ報告通り決定致シマ
ス——是ヨリ讀事日程第一卽チ古物商取締法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマ
ス、朝議ハ省略致シマス

第一 古物商取締法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
古物商取締法中左ノ通改正ス

第二十四條但書ヲ削ル

附則

本法ハ明治三十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員山縣伊三郎君登壇)

○政府委員(山縣伊三郎君) 此古物商取締法、御承知ノ通是マテ沖繩縣ニハ之ヲ
施行シテ居リマセヌノアリマス、然ルニ近時沖繩縣ニ於ケル景況ハ大ニ違シテ參リマシ
テ、此營業者ノ數モ大ニ増スコトニナシテ來マシテ、此法律ヲ施行スルニアラザレバ、到底
取締ノ目的ヲ達スルコトが出來マセヌノデ、此改正ヲ要スル次第アリマス、ドウガ宜シク
御協賛アランコトヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 御異議がなケレバ次ノ日程ニ移リマス

第一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恵松隆慶君(百五十九番) 本案ハ讀長指名ノ九名ノ委員ニ願ヒマス
○議長(松田正久君) 恵松君ノ動議、議長指名ノ九名ノ委員ニ付託シタイト云フ
〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 異議が無ケレバ右ノ如ク決定致シマス、次ハ議事日程ノ第
二讀會ヲ開キマス、朝議ハ省略致シマス

第三 質屋取締法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
質屋取締法中左ノ通改正ス

第二十七條但書ヲ削ル

本法ハ明治三十八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(政府委員山縣伊三郎君登壇)

○政府委員(山縣伊三郎君) 此質屋取締法モ唯今古物商取締法ニ付イテ理由ヲ
述ベタト同一ノコトアリマシテ、是亦取締上ノ必要ヨリ改正ヲ要スル次第アリマス、ド
ウ……

○議長(松田正久君) 発言者が無ケレバ讀事日程ノ第四ニ移リマス
第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○恵松隆慶君(百五十九番) 本案ハ前ノ委員ニ付託スルコトニ致シマス
○議長(松田正久君) 恵松君ノ動議、前ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス
〔「贊成タク」ノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 恵松君ノ動議、前ノ委員ニ付託スルト云フ、之ニ御異議ハア
リマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 然ラバ前委員ニ付託スルコトニ致シマス——議事日程ノ第五
羅災救助基金法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朝議ハ省略致シマス
○議長(松田正久君) 恵松君ノ動議、前ノ委員ニ付託スルト云フ、之ニ御異議ハア
リマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

第五 罹災救助基金法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
羅災救助基金法中左ノ通改正ス
第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
○恵松隆慶君(百五十九番) 是ハ九名ノ讀長指名ノ委員ニ付託スルコトニ願ヒマス
○議長(松田正久君) 恵松隆慶君ノ動議、議長指名ノ九名ノ委員ニ付託シタイト
云フ、之ニ御異議ハアリマセヌカ
〔「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル〕

○議長(松田正久君) 御異議が無ケレバ右ノ如ク決定致シマス、次ハ議事日程ノ第
七北海道羅災救助基金法案ノ第一讀會ヲ開キマス、朝議ハ省略致シマス
○議長(松田正久君) 御異議が無ケレバ右ノ如ク決定致シマス、次ハ議事日程ノ第
七北海道羅災救助基金法案(政府提出)

第七 北海道羅災救助基金法案(政府提出) 第一讀會
北海道羅災救助基金法

第一條 北海道地方費ニ於テ貯蓄スヘキ羅災救助基金ノ最少額ハ百萬圓ト
斯

前項ノ金額ニ達シタル年度ヨリ遡リ十箇年間ニ本法ニ依リ支出シタル救
助費平均年額ノ二十倍ノ金額カ前項ノ金額ヨリ多キトキハ其ノ金額ヲ以
テ最少額トス但シ支出額ノ最高及最低年度ハ平均計算ニ加ヘス

第二條 北海道羅災救助基金ノ積立額ハ毎年度北海道地方費豫算ヲ以テ之
ヲ定ム但シ二萬圓ヲ下ルコトヲ得ス

第三條 國庫ハ北海道羅災救助基金ノ補助トシテ本法施行ノ初年度ニ於テ
一萬圓ヲ交付ス

前項ノ外國庫ハ北海道羅災救助基金ノ補助トシテ第一條ノ制限額ニ達ス
超ユルコトヲ得ス

第四條 本法ニ規定スルモノ除クノ外北海道羅災救助基金ニハ羅災救助
基金法ヲ準用ス但シ同法中府縣會トアルハ北海道會、市町村トアルハ區
町村ニ該當ス

第五條 附 則 本法之施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ四十箇年度間之ヲ施行ス
北海道ニ於ケル災害救助ニ關スル從來ノ規定ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 従來北海道ニ於テ災害救助ノ爲國庫ヨリ支出シタル貸與金ハ北海道地方費ニ歸屬ス
前項ノ貸與金ニシテ返納ヲ受ケタルトキハ北海道罹災救助基金ニ編入ス
ヘシ

〔説明ハアリマセヌカト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 発言ノ請求者ナケレバ、議事日程ノ第八ニ移リマス

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恒松隆慶君(百九十五番) 是ハ前ノ委員ニ付託セラレントヲ望ミマス
○議長(松田正久君) 恒松君ノ動議ノ如ク、前ノ委員ニ付託スルト云フニ、御異議
ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 異議がナケレバ、右ノ如クニ決定致シマス——次ハ議事日程ノ第九ニ移リマス、朗讀ハ省略致シマス

附 則

市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金
令ニ依ル沖繩縣ノ配賦金及配當金ノ仕拂殘額ヲ

第一讀會
翌年度ニ繰越使用ニ關スル法律案(政府提出)

市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金
令ニ依ル沖繩縣ノ配賦金及配當金ハ、府縣制
當金ハ毎年度ノ仕拂殘額ヲ順次翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

本法ハ明治三十七年度分ヨリ之ヲ適用ス

(政府委員澤柳政太郎君登壇)

○政府委員(澤柳政太郎君) 市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金令
ニ依ル府縣ノ配賦金及配當金ハ、府縣ニ於テハ特別會計ヲ設ケマシテ、若シ殘餘ガアッ
タ時ハ、之ヲ蓄積シテ、次ノ年ニ使用スルコトニナシテ居リマスガ、沖繩縣ニハ未だ府縣制
ヲ施行セヌ結果、配賦金配當金ハ文部大臣ガ管理シ、殘餘アル時ハ、一般ノ會計ニ繰
入レルト云フコトニナシテ居リマスガ、之ヲ翌年ニ繰越シ使用スルコトニシタイト云フ、詰リ

各府縣ナミニ近寄セタイトイ云フ法案アリマス、成ヘク御協賛アランコトヲ希望致シマス
○議長(松田正久君) 發言者無ケレバ日程ノ第十三ニ移リマス

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恒松隆慶君(百五十九番) 議長指名ノ九名ノ特別委員ニ願ヒマス
○議長(松田正久君) 恒松君ノ動議ノ如ク、議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト
云フニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 御異議がナケレバ右ノ通ニ決定致シマス——議事日程ノ第十一遠洋漁業獎勵法改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス

第一遠洋漁業獎勵法改正法律案(政府提出)

第一讀會

第一條 遠洋漁業獎勵スル爲國庫ハ毎年度十五萬圓以内ヲ支出ス

第二條 本法ニ依リ獎勵金ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ハ帝國臣民又ハ帝國臣民ノヨリ社員又ハ株主トシテ帝國法律ニ從ヒ設立シタル法人ニ限ル

第三條 主務大臣ハ遠洋漁船検査規程ニ適合シタル日本船舶ヲ以テ遠洋ニ於ケル漁業又ハ漁獲物ノ處理運搬業ニ從事スル者ニ對シ其ノ業務ノ種類、場所、期間並船舶ノ構造、噸數及年齢ニ從ヒ率ヲ定メ五箇年ヲ超エサル期間ニ於テ漁業獎勵金ヲ下付スルコトヲ得但シ一箇年ノ定額ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一汽船總噸數每一噸
一帆船總噸數每一噸

二十二圓
十八圓

前項ニ掲ケタル船舶ノ船員ハ其ノ五分ノ四以上帝國臣民タルコトヲ要ス

第四條 主務大臣ハ前條ニ依リ獎勵金ヲ受クヘキ漁獵船乗組ノ漁獵員ニ對シ漁業ノ種類、場所及期間ニ從ヒ率ヲ定メ漁獵員獎勵金ヲ下付スルコトヲ得但シ一箇年ノ定額ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一漁獵手每一人
一漁獵夫每一人

三十六圓
三十二圓

第五條 主務大臣ハ豫メ認可シタル方法及設計ニ依リ遠洋漁船検査規程ニ定ムル構造ニ適合シタル日本船舶ヲ製造シ若ハ製造セシメ又ハ日本船舶ニ新造ノ機関ヲ据附ケ若ハ据附ケシメタル船舶所有者ニ對シ其ノ噸數、馬力ニ從ヒ率ヲ定メ漁船獎勵金ヲ下付スルコトヲ得但シ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス

一漁獵長每一人

四十四圓
三十五圓
三十圓
二十圓

一船體總噸數每一噸
一蒸氣機關實馬力每一馬力
一石油發動機關純馬力每一馬力
一木製
一鐵、鋼製
一木鐵交造又ハ木鋼交造

四十四圓
三十五圓
三十圓
二十圓

第六條 奨勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁業ノ種類、船舶ノ噸數ノ制限
並漁獵員ノ資格及定員ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム漁業ノ種類ニ依リ其ノ漁

獵ノ場所ヲ制限スルノ必要アルトキ亦同シ
遠洋漁船検査規程ハ主務大臣之ヲ定ム

第七條 漁業獎勵金ヲ受クヘキ漁獵員每業務期間ニ於テ其ノ業務ニ從事スルコト業務期間ノ四分ノ三ニ満タルトキ又ハ出漁中其ノ船舶ヲ去リタルトキハ其ノ期間ニ對スル獎勵金ヲ下付セス但シ業務中死亡シ又ハ故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルトキ及前項但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者及其ノ承繼人ハ其ノ獎勵金ヲ受ケタル日ヨリ五箇年間之ヲ外國人ニ譲渡、貸付又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ既ニ受ケタル漁船獎勵金ヲ償還シタルトキ、天災其ノ他抗拒スヘカラサル強制ニ因リ航行ニ堪ヘサルニ至リタルトキ又ハ主務大臣ノ

許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス
第九條 漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ノ所有者及其ノ承繼人ハ其ノ獎勵金ヲ

受ケタル日ヨリ五箇年間主務大臣ニ於テ正當ノ事由ニ因リ已ムヲ得サル
モノト認ムル場合ヲ除クノ外毎年業務期間ノ四分ノ三以上遠洋ニ於ケル

漁獵又ハ漁獲物處理運搬ノ爲之ヲ使用シ又ハ使用セシムルコトヲ要ス
第十條 主務大臣ハ漁業獎勵金ヲ受クル者又ハ漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶

ノ所有者及其ノ承繼人ヲシテ遠洋漁業ニ關スル調査ヲ爲サシメ及漁業獎
勵金ヲ受クル者ノ使用スル船舶又ハ漁船獎勵金ヲ受ケタル船舶ニ遠洋漁

業練習生ヲ乗組マンムルコトヲ得
第十一條 遠洋漁業ノ指導、監督及遠洋漁業練習生養成ノ爲必要ナル費用
ハ第一條ノ金額ヨリ支出シ之ニ充ツルコトヲ得

第十二條 主務大臣ハ漁業獎勵金ヲ受クル者又ハ漁船獎勵金ヲ受ケタル者
及其ノ承繼人ノ業務ヲ監督シ之カ爲必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲ス
コトヲ得

第十三條 主務大臣ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シ又
ハ主務大臣ノ命令ニ從ハサル者ニ對シ獎勵金ノ下付ヲ廢止スルコトヲ得

第十四條 詐偽ノ所爲ヲ以テ獎勵金ヲ受ケタル者又ハ第八條ノ規定ニ違反
シタル者ハ三年以下ノ重禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯サムトシテ未タ遂ケサル者ハ刑法未遂犯罪ノ例ニ依リ處斷

第十五條 主務大臣ハ詐偽ノ所爲ヲ以テ獎勵金ヲ受ケタル者ニ對シテハ其
ノ既ニ受ケタル金額ヲ償還セシムヘシ
前項ノ償還金ハ國稅徵收法ノ規定ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

主務大臣ハ前項ノ徵收金ニ付國稅ニ次キ先取特權ヲ有ス
第十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタル者ニ付テ
法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用井ス

第十七條 當業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キ
テ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ
適用ス但シ其ノ當業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 當業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者
ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シ
タルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十九條 前二條ノ場合ニ於テハ禁錮又ハ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ス
第二十條 明治三十三年法律第五十二號ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ發
スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ八箇年間之ヲ施行ス但シ本
法施行前ニ於テ獎勵金下付ノ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ許可期間
内ハ仍從前ノ規程ヲ適用ス
第二十二條 總額數二十噸未満ノ船舶ニ關シ本法ニ依リ獎勵金ヲ受ケ又ハ

受ケムトスル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ船舶検査法、船舶職員
法、船舶法及船員法ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

(政府委員牧朴眞君登壇)

○政府委員(牧朴眞君) 遠洋漁業獎勵法ハ、明治二十年ニ發布セラレマシタノテア
リマス、其後今日ニ於キマシテ、實際ノ成績ヲ見マスト、脛肭獸漁業ハ確ニ成效ヲ致シ
タモノアザイマス、其他ノ遠洋漁業ニ於キマシテハ、今ニ著シキ發達ヲ見マセヌノテ、是ハ
如何ナル原因デアルカト申シマスルト、詰ルトコロ法律ノ不完備ナルトコロガアツテ、其點ハ
先づ是マテ遠洋漁業ニ獎勵金ヲ下附スルニハ、漁業ノ種類如何ニ拘ハラズ、總テ五十噸
以上若クハ三十噸以上ノ船ヲ以テヤレバ、獎勵金ヲヤルコトニナツテ居ルタメニ、發達ヲ
見マセヌノデアリマス、ソレカラ又漁業船ハ一種特別ノモノデアルニ、是マデノ法律ニハ、漁
船ノ構造ノ規定ガナイヤメニ、イロ^クノ漁船以外ノ船ヲ以テ、漁業ニ從事スルモノガア
ル、所ガ實際漁船ニ適當シテ居ラヌタメニ、是亦十分ナル發達ヲ見ヌト云フコトガアリマ
ス、其他些細ノコトハ、種々アザイマスガ、重ナル點ハ其ニツアリマス、因ツテ其構造規定
ヲ設ケ、漁業ヲスルナラバ、漁船ニ適當ナル船ヲ捐ヘル、噸數ハ種類ニ應シテ噸數ヲ定メル
ト云フコトニシタナラバ、今日ヨリモドシノ、漁船が増加シ、遠洋漁業が發達スルト云フ
見入デ、此法律ノ全部ノ改正案ヲ提出致シマシタコトデアザイマス、御審議ノ上協賛ヲ
與ヘラレシコトヲ望ミマス

○議長(松田正久君) 議事日程第十二ニ移リマス
○議長(松田正久君) 第十二右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
(「贊成々々」聲起ル)
○議長(松田正久君) 是モ議長指名九名ノ委員ニ付託サレンコトヲ望ミマス
議(アリマセヌカ)
(「異議ナシ」と呼フ者アリ)
○議長(松田正久君) 御異議ナケレバ右ノ如ク決定致シマス、次ハ第十三巡查看守
退隱料及遺族扶助料法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス
議院守衛ノ下ニ「女監取締」ヲ加フ

○議長(松田正久君) 第十三巡查看守退隱料及遺族扶助料法中改正法律
第一讀會
○議長(松田正久君) 巡查看守退隱料及遺族扶助料法中左ノ通改正ス
第二十六條及第二十八條第二項中「海軍監獄看守」ノ下ニ「陸軍警守」ヲ「衆
議院守衛」ノ下ニ「女監取締」ヲ加フ
○議長(松田正久君) 第二十九條 陸軍會計卒ニシテ陸軍監獄看守ノ職ヲ奉シ引續キ陸軍看守卒
ト爲リ尙引續キ陸軍監獄看守ト爲リタル者又ハ陸軍看守卒ヨリ陸軍監獄
看守ト爲リタル者ニ付テハ前在職中ノ年月數ヲ陸軍監獄看守ノ在職年月
數ニ通算ス但シ軍人恩給法ニ依リ免除恩給ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラ
前項ニ依リ通算シタル會計卒及看守卒ノ在職年月數ハ官吏恩給法ニ依ル
附則
○議長(松田正久君) 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二十九條ノ規定ハ明治二十四年八月一日以後本法施行以前ニ於テ退隱料、
扶助料若ハ一時金ヲ受ケ又ハ受クヘキ事由ノ生シタル場合及勤續十年未滿

ニシテ在職中死亡シタル者アリタル場合ニモ之ヲ適用ス
前項ノ期間内ニ於テ既ニ一時金ヲ受ケタル者又ハ其ノ遺族ニシテ前項ニ依
リ退隱料又ハ扶助料ヲ受クルトキハ一時金ヲ返納セシム其ノ完納ニ至ル迄
退隱料又ハ扶助料ヲ以テ返納金ニ充ツ
第二項ニ依リ退隱料、扶助料又ハ一時金ヲ請求シ得ヘキ期間ハ本法施行ノ
日ヨリ之ヲ起算ス
女監取締ノ明治三十六年三月三十一日以前ニ於ケル勤續年數ニ非サルモノト看做ス
隱料及遺族扶助料法ニ規定スル勤續年數ニ非サルモノト看做ス
○議長（松田正久君） 説明がナケレバ、第十四ニ移リマス

第十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恵松隆慶君（百五十九番） 是モ九名ノ委員議長指名ヲ願ヒマス
○議長（松田正久君） 恵松君ノ動議ノ如ク、九名ノ委員ヲ議長ガ指名シテ、異議ア
リマセヌカ

〔異議ナシ異議ナント呼フ者アリ〕

○議長（松田正久君） 御異議ガナケレバ右ノ如ク決定シマス、次ハ第十五明治二十
五年法律第二十九號中改正法律案、第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略致シマス、石
本政府委員

第十五 明治三十五年法律第二十九號中改正法律案 第一讀會

（政府提出）

明治三十五年法律第二十九號中「臺灣ニ在勤スル巡查看守」ノ下ニ「陸軍監
獄看守及陸軍警守」ヲ加フ

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

○政府委員石本新六君（百本新六君） 此案ハ臺灣ニ奉職シテ居ル陸軍ノ警守、竝ニ監獄看守

○政府委員（百本新六君） 此案ハ臺灣ニ奉職シテ居ル陸軍ノ警守、竝ニ監獄看守
ニ他ノ巡査同様ノ待遇ヲ與ヘタイト云フ簡單ノコトデゴザイマス

○議長（松田正久君） 議事日程第十六ニ移リマス

第十六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○恵松隆慶君（百五十九番） 此案ハ前ノ巡査云々ト云フ案ノ委員ニ、付託サレシコ
トヲ望ミマス

○議長（松田正久君） 恵松君動議ノ如ク、前ノ委員ニ付託シテ御異議アリマセヌカ
（異議ナシ異議ナント聲起ル）

○議長（松田正久君） 御異議ガナケレバ右ノ如ク決定致シマス、次ニ第十七明治三
十七年勅令第百七十七號ヲ議題ニ供シマス、委員長ノ報告ガアリマス、遠藤良吉君

第十七 明治二十七年勅令第百七十七號（承諾ヲ
求ムル件）（政府提出） 委員長報告

（遠藤良吉君登壇）

○遠藤良吉君（百六十六番） 本員等ニ御付託ニナリマシタ勅令第百七十七號ハ、
數回質疑討論ノ結果、委員會ニ於テ多數ヲ以テ承諾ヲ與ベキモノト決定致シマシタ、
因テ此段御報告致シマス

○花卉卓藏君（三百七番） 政府委員ニ質問ガアリマス、第一ハ此勅令ノ下ニ於テ裁

判ヲサレタル案件が幾ツアリ、未だ決定ヲ與ヘサル裁判繼續中ノ事件が何件アリマスカ
ヲ聞ギタリ、第一ハ此勅令ハ明治三十六年勅令第七十三號ヲ改正サレタモノデアルカ、
此七十三號ニ依ルト、均シク同様ノ犯罪アリナカラ、其刑期ハ何レモ一年以下、其罰
金ハ二百圓以下ト云フコトニナシテ居ル、僅ニ一年ノ月日ヲ閲シタ中ニ於テ、同様ノ犯
罪ニ關シテ、誠ニ輕罪中ニ於テモ輕罪ヲ犯シタル者ヲ俄ニ飛上ゲテ、輕懲役重懲役ノ
重罪ニ激變スルト云フ事情ガ、果シテアッタノデアルカナカツノデアルカ、斯ク刑罰ヲ激變
シナケレバナラスト云フ必要ナル緊急切迫ノ憲法第八條ノ非常命令ヲ發セナケレバナラ
メト云フ必要ヲ感シタコトガ、事實アルカ、ドウカツ聞キタリ、第三ハ此問題ニ關シテ此議
本員ヨリ提出シテ居ル法律案ガアル、又鳩山和夫君、元田肇君ヨリ提出サレタ法律案
依ラナケレバナラスト云フコトヲ、認メナケレバナラスト思フカ、果シテ此勅令ニ對シテ此議
會が承諾ヲ與フルト否トニ拘ハズ、吾々ノ提出シタ法律案ヲ、歡シニ迎ヘラル、考ヘテ
モアルカ、本案ノ贊否ニ重大ナル事實及法律上ノ關係ヲ有シマスカラ、此問ヲ發シマス
（政府委員仲小路廉君登壇）

○政府委員（仲小路廉君） 唯今ノ花卉君ノ御尋ハ唯今繼
續シテ居ル事件が何件テ、處分済が何件テアルカ（花卉卓藏君「處分ヲ與ヘサルモノが
幾ラト云フ」）處分ニ至ラセルモノガ總計二十九人アリマス、ソレカラ裁判ノ確定シタ數が
三十三人、ソレカラ不起訴及豫審告訴が三十八人アリマス、ソレカラ第一ノ點アリ
マスガ、是迄發布シテ居タモノノ刑期ヨリモ、此度ノ方が刑期が非常ニ多クナシテ居ル
ガ、ソレハトウ云フ 必要カラスウ刑期ヲ重クスルニ至ッタカト云フ 質問ニアラウト考ヘマス
が、元來此朝鮮ナリ若クハ滿洲地方ニ於テ行ハレマス 銀行ノ一覽拂證券デアルトカ、又
ハ軍用切符ニ關係スルモノデアルトカ、其他白銅貨、是等ノ種類ニ關スル犯罪ハ、數年
來餘程澤山ニ及ビマシ譯デアリマス、現ニ其遭り方モ餘程大キナ仕掛ヲ以テヤツテ居
マス譯デアリマス、之ニ就キマシテ 僅ニ重禁錮一年、若クハ罰金二百圓ノ刑罰デハ、ト
テモ取締ガ付キマセヌ、寧ロ犯罪ニ依テ得マル方ノ利益ガ、刑ヨリモ 餘程多イコトニ
ナリマスル結果、關西地方ニハ是等ノ犯罪が續出致シマシテ、殊ニ昨年時局以來ハ、
朝鮮ノ混雜ニ乘ジマシテ、多數ノ犯罪者ヲ作ルコトニナリマシタ、トテモ今日マデ行ハレテ
居リマスル此法律ニ依リマシテ、制裁ヲ加ヘマスコトハ、出來マセヌ次第デゴザイマス、故
ニ刑ハ成ベク之ヲ重ク致シマシテ、サウシテ此等ノ弊害ヲ杜絶スル途ヲ講シマスルコトハ、
肝要ニアラウト存シマシ譯デゴザイマス、尙此勅令ヲ發布致シマスルニ就キマシテ、緊急
ニアッタ云フ理由ハ、是モ唯今申シマスル通ニ、丁度時局ノ關係ト同時ニ、朝鮮ニハ少
ナカラヌ關係ヲ有チマシテ、多數内地人モ參ルヤウナ次第デゴザイマシタ、其混雜ノ際ニ
處シテ、澤山此僞造貨幣ヲ使用致シマス譯、尙御承知デモゴザイマスルガ、昨年此時局
ニ伴ヒマシテ、軍用手形ノ發布ガアリマシタ、所ガ此軍用手形ニ就キマシテハ、法律上何
等ノ制裁モナイ次第デゴザイマス、此際朝鮮ニ對シマシテ帝國ノ信用ヲ保チ、尙軍用手
形ニ付イテ、相當ノ取締ヲ致シマスル上ニ就キマシテハ、ドウシテモ相當ノ制裁ヲ付スル
法律ノ發布ヲ、必要ト致シマシタ、此等ノ理由ニ依リマシテ、次ノ議會ノ開期ヲ待ツ暇
致シマス

○花卉卓藏君（三百七番） 二十九人ト云フノハ、事件ニスルト何件ニナルノデス、人
間ノ數ヲ問ウタノデハナリ、一十九人デ一件デアッタナラバ、僅ニ處分未了ノモノハ一件
ニ止マルコトニナラウト思ヒマス、件數ハ果シテ一件デアッタ云フコトヲ御尋スルノデス、
幾件アルカト云フコトヲ御尋スルノデス

○政府委員(仲小路廉君) 件數ニ致シマシテ二十三件ニナリマス
 ○花井卓藏君(三百七番) 尚質問ガアリマス、外國貨幣ニ關スル勅令ノ沿革ハ、三
 ツ分レテ居ルノデゴザイマシテ、第一ニ出マシタノガ、明治二十五年ノ勅令第二百五
 六號、是ハ緊急勅令ハナリ、ソレカラ第二ニ出マシタノガ、明治三十六年ノ勅令第七
 十三號、是モ緊急勅令ハナリ、ソレカラ明治二十七年ニ至リマシテ、勅令ノ第百七十
 七號、則チ憲法第八條ノ規定ノ下ニ、非常命令が出来タルノアル、是ニ於テ私ハ疑フノデ
 アル、大ニ疑フノアル、憲法第八條ノ適用ト云フモノハ、幾百件幾千件ノ中ニ於テ、
 僅カニ一件カ二件ホカニナイ性質ノモノアル、帝國議會ノ有スル立法權ヲ殺グ、縮メ、
 奪フ、一體變例アルカラ、時局ノタメニ止ム得ズ、之ヲ出シタト云フモノハ、格別ニア
 ルガ、明治三十五年ニ於テモ、三十六年ニ於テモ、亦二十七年ニ於テモ、立法ノ活動
 ノ下ニノミ出來ベキ法律ト云フモノヲ、勅令ヲ常ニ制定ヲスルト云フ事柄ニ相成ルノヘ、
 如何デゴザイマセウ、全體此帝國議會が閉會中ニアリ、已ムヲ得ヌカラ此立法ノ變例ヲ
 取ルト云フノガ、八條ノ規定アル、三十五年ニモ議會ハ開ケ、三十六年ニモ議會ハ開
 ケ、三十七年ニモ春ニ議會が開カレ居ル、常ニ議會ノ開會ノ時ニ於テモ、此勅令ヲ
 出スト云フ事柄ハ、議會ノ公ナル議論ヲ避ケルトシカニハ見エナインアル、ソレデゴザイマ
 スカラシテ、事ノ鄭重ヲ保ツガ上ニ、本案ニ對シテ質否ヲ決定スル上ニ必要ナルガタメニデ
 斯、政府ニ向テ吾ミノ提出シタルトコロノ法律案ヲ歡ビ迎ヘルカ、否ヤト云フコトヲ問フ
 ノハ、當然ノ話、之ヲ答ヘヌトナラバ答ヘヌモ宜シウゴザイマスガ、御答ニナシテ當然ナ話、
 立法協賛ノ上ニ於テ、和衷協同ノ實ヲ擧ゲルト云フコトハ、當然ナ話アル、德義ノ上ニ
 於テモ、法律ノ上ニ於テモ、問ガアツタ以上ハ答ヘルハ差支ナイ話、飽マデモ立法權ヲ縮メ
 テ、軍國ノ議會ノ法律マデモ軍國ダクメニシテ、ドウセ通過ノ出來ヌヤウナモノハ皆勅令デ
 出シテ、其理由ヲ聞ケバ、時局ナリ軍國ナリト云フノデ、避ケヤウトスルノ趣意デナイ以上ハ、
 此答辯ノ出來又理由ハナイト思フ、左様ナ不親切ナ答ナラバ、ソレデモ宜シウゴザイマスケ
 イカ、從來ノ先例デハ斯ノ如キ間ニハ、政府が答ヘタコトハ頻々トシテアルノアル
 ○森田卓爾君(二百四十一番) 私ハ御答ノ前ニヤハリ質問ガアリマス、宜シウゴザイ
 マスカ
 ○花井卓藏君(三百七番) 唯今ノ質問ニ對シテ、答辯が出來ナイン出来ナイン、シナ
 イナラシナイト云フコトデモ、明ニ致シテ置キタインデゴザイマスカラ
 ○議長(松田正久君) 芳川内務大臣

(内務大臣子爵芳川顯正君登壇)

○内務大臣(子爵芳川顯正君) 芳井君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、政府委員ヨリ
 唯今答辯ヲセシメシタガ、是ハ斯ウ云フ意味アリマス、成程諸君ノ御提出ニ相成テ
 居リマスガ、マダ此案頭ニ上シテ此處ニ議論ニハナラヌノアリマス、イヅレ項ヲ逐ウテ其條
 ニナリマシタラ、其時分ニ於テハ、政府ハ同意スル、セメト云フコトハ、御答ヲスル次第デア
 リマス、マダ其問題ニ到來セザル前ニ當テ、答辯スルコトが出來ヌト云ウタ意味ニ過ギヌ
 譯デアリマスカラ、左様御承知ヲ請ひマス

○花井卓藏君(三百七番) 此案ノ質問ニ必要ガアリマス

○森田卓爾君(二百四十一番) 質問ヲ御許シニナリマスカ

○花井卓藏君(三百七番) 反對ノ通告ガシテアリマス

○議長(松田正久君) 森田君ニ質問ヲ許シマシタ

○森田卓爾君(二百四十一番) 質問ヲ致シマス、ソレデハ政府委員上云ヘズ、芳川君
 ガ御出ニナリマシタカラ、國務大臣ニツク——此帝國議會ニ掛ケズシテ緊急ナル場合ト
 シテ、憲法ノ某條ニ據テ勅令ヲ發シタ、此勅令ヲ發シタト云フコトハ、是ハ政府ニ於テ
 モ憲法テドウ云フ場合ニ法律ニ代ルベキ勅令ヲ發スルト云フコトハ、疾ニ御存シノ筈デア
 ル、御存シノ通ニ、是ハ帝國議會ヲ開ク暇カナクシテ、天災若クハ事變ノ如キ所謂非常
 非常ノ場合ニ於テ已ムナク變則ヲ用ヰルト云フコトニナシテ居ルノデゴザイマス、今此勅令
 ノ發セラレタ理由ヲチヨット承リマスルト、海外ニ於テ偽造者ガ澤山出來ル、日本ノ法律
 ノデハ——ソレヲ今迄ノ現行刑法デハ罰セラレナイ、ソレデ因ツタカラシテ勅令ヲ發シタ、斯
 ユ云フ事柄ハ是カラ先ニモ始終アリマス、博奕が流行スレバ直ニ博奕ヲ禁罷スル法律ニ
 代ル勅令ヲ拵ヘナケレバナラス、或ハ選舉法違犯者が澤山出來ルト、直ク緊急勅令ヲ拵
 ヘル、斯ワ云フ話——是カラガ質問、斯ワ云フ風ニ國家ニ或刑罰ヲ以テ取締ラケレバ
 ナラヌ、事柄が出來ル時ニハ、何時デモドノ位ノ程度ナルニモ拘ハラズ、苟モ刑罰ヲ以テ取
 締ル必要ノ事情が起シタ度ニ、此憲法ノ所謂法律ニ代ルベキ勅令ヲ發スルモノト憲法ヲ
 御解釋ニナルノアルカ、又此非常命令ト云フモノハ、ドウ云フ風ニ程度ノ輕微ナ事柄が
 起シタ時ニハ、決シテ罰ズベキモノデハナリ、第一ニ非常ト云フコトノ條件ト、帝國議會が
 其時ニ開カレテ居ナシト云フ、二ツノ條件、此非常ト云フコトハ、所謂文字ノ示ス如ク、
 非常ノ程度ニ上シタトコロノ國家ノ治安、若クハ安寧ヲ保持スルコトノ出來ナイ程ニ事
 柄ニケレバ、此勅令ト云フモノヲ發スベキモノデナイト云フ解釋ヲ、御採リナルノデ
 アルカ、此位ニ輕微ナ事柄が起シタ時ニハ、イツモ法律ニ代ルベキ勅令ヲ發スルト云フ、憲
 法ヲ御解釋ニナシテ居ルカ、是が第一、ソレカラ第二ニ御答ヲ致シタトイ云フコトハ、假ニ
 私ノ解釋ヲシテ正當ナリトスレバ、斯ウ云フ輕微ノ場合ハ、實ハ緊急勅令ヲ發スベキモノ
 ノデハナリ、サウ致シマスルト、政府ハ此外國ニ於テ紙幣ヲ偽造シタト云フモノが數人出タ、
 數十人出た位ノコトヲ以テ、憲法ノ所謂非常ト云フ、此帝國議會ヲ開ク邊ガナイ、若ク
 ハ開イテナイ時ニ非常命令ヲ發スルダケノ程度ニ上シテ居ル害アリト御認メニナタカドウ
 カ、御認メニナタカドラバ、後トテ議論ヲ生ズルコトニナリマスカラ、此二ツヲ御尋致シマス
 ○内務大臣子爵芳川顯正君登壇

○内務大臣(子爵芳川顯正君) 森田君ニ御答ヲ致シマス、此後トテモ憲法八條ニ
 据ルモノハ、如何ナル輕微ナモノデモ、議會が開カレザル時ニ於テ發生シタラバ、之ヲ出
 スカト云フ御尋デアルヤウデアリマスガ、此モノハ緊急不緊急ハ時ノ狀勢ニ因リ、見ヤウニ
 因ルノデアリマス、無論議會ノ開會ヲ待ツ違ガアレバ、何ヲ苦シテ此非常命令ヲ出ス手
 段ヲ致シマセウ、政府ニ於テ此命令ヲ出スコトニ致シマシタノハ、帝國議會ノ開會ヲ待ツ
 コトが出來ナイ程ニ緊急ナリト、其事件ヲ認メタノデアリマス、次ノ議會が待タレルモノヲ
 モ、尚議會が彼此レ云フテアラウト云フヤウナコトヲ意ニ構ヘテ、緊急勅令ヲ發シタト云
 フ次第ニハ、決シテナインデアリマス、又今後トテモ、此場合ナイト云フコトハ、決シテ保證
 ハ出來ヌテアリマス、其發生シタル事件ニシテ、極メテ重大ト思ヒ、又次ノ議會ノ開會ヲ
 待ツコトが出來ナイト認メタ曉ニハ、或ハ同一ノ手段ニ出テナイト云フ保證ハ、出來ナイ
 ノデアリマス、今日マテ發シマシタノハ、總テ緊急ニシテ避クベカラズ、次ノ議會ヲ待ツコト
 が出來ナイ程ノモノデアルト云フコトヲ認メテ、勅令ヲ發シタニ相違ハナインデアリマス、御
 答ヲ致シマス

○守屋此助君(百九十二番) 私ハ此質問ヲ決スルニ付イテ、大ニ問ウテ置カケレバ
 諸事日程ノ第十九ニ外國ニ於テ流通スル貨幣、紙幣、銀行券、證券偽造變造ニ關ス
 ル法律案ト云フモノガアルノアル、是ハ、政府ハ贊成スルカ、セスカト云フコトノ間に對シ
 テ、政府委員ノ仲小路君ハ、答辯ノ限りアラズト、斯様ナ御答デアル、是ハ政府ノ、私
 ハ德義上、政治家ノ德義トシテ、甚ダ不穩當ノ答辯デアルト思テ居タ一人デアッタガ尙

ノ目的ヲ以テ授付シタル者ハ其ノ價格二倍ノ罰金ニ處ス但シ二圓以下ニ
降スコトヲ得ス

**第四條 第一條ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供シ若ハ供セシムルノ目的ヲ以テ器
械若ハ原料ヲ製造シ、授受シ若ハ準備シ又ハ帝國若ハ外國ニ輸入シタル
者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス**

**第五條 前數條ニ規定シタル輕罪ヲ犯サムトシテ未遂ケサル者ハ未遂犯
罪ノ例ニ照シテ處斷ス**

**第六條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シ禁錮ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以
下ノ監視ニ付ス**

**第七條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シタル者偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記
載シタル物ノ未タ行使セラレサル前ニ於テ官ニ自首シタルトキハ刑ヲ全
免ス**

**第八條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シ外國ニ於テ確定裁判ヲ經タル者ト雖更
ニ之ヲ處罰スルコトヲ妨ケス但シ犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ
全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減免スルコトヲ得**

**第九條 偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル
場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ處分ヲ以テ之ヲ官沒ス**

官沒ニ關スル手續ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

**第十條 偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物ニハ明治九年布告第五
十七號ヲ準用ス**

附則

本法施行ノ期日ヘ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(花井卓藏君登壇)

○花井卓藏君(三百七番) 諸君、此問題ハ先刻來問題ニナニテ居リマシタ、勅令第
百七十七號ニ關聯フセシトコロノ案アリマス、私ノ希望ト致シマシテハ、勅令百七十七
號ノ案ヲ議ニ付セラレテ、而シテ之ニ承諾ヲ與フベキカ否ヤト云フコトヲ、憲法ノ條規ヨリ、
當院ノ有セシ歴史ノ上ヨリ、先例ノ上ヨリ、論究致シマシテ、然ル後ニ本案ニ移ルト云フ
コトハ、極メテ順當ノ途デアラウト信シテ居ルノデゴザイマス、併ナガラ既ニ延期ニナリマシ
タル以上ハ、已ムラ得マセヌカラシテ、大體此問題ノミニ對シテ、簡單ニ提出ノ理由ヲ述
ベテ直カウト思フノデアリマス、第一ノ理由ハ、憲法ノ要求ト致シマシテモ、非常立法立
法據ノ變例ト云フモノヲ政府ニ許ス趣旨ハナカイ、又議會ノ面目ト致シマシテ、斯ル變
例ヲ採リタクナイ、是ガ一つノ希望デアリマス、又憲法ノ條規ノ上カラ見マシテモ、緊急
コトヲ、議會ニ問ウテ、議會ニ向テ、責任解除ヲ求メルト云フ趣意ニ於テ、憲法八條ハ
次ノ項ヲ設ケテ居ルノデゴザイマス、議院ニ於テ若シ承諾ヲ與ヘナカッタ折ニハ、效力ハナ
イゾヨ、斯ノ如キ規定ヲ致シマシテ所以ハ、要スルニ議院ノ抗議ヲ避ケベキ方法ニ、緊急
勅令ノ濫發ヲスト云フコトガアツテハ、議會ノ有スル立法權ト云フモノハ、全ク空文ニナ
コトヲ、議會ニ問ウテ、議會ニ向テ、責任解除ヲ求メルト云フ趣意ニ於テ、憲法八條ハ
支ゴザイマスマニ、併ナガラ此條項ノ上ニ於テ、現ニ法律トシテハ観クベカラザル法律管轄
ノ區域ト云フヤウナモノ、規定ト云フモノガ、存立致シテ居ナイトカ、或ハ又沒收ナル一ツ
ノ刑罰ニ關スル——沒收ト云ヘ語弊ガゴザイマスガ、官沒ト云フノ規定ヲ設ケテ置
シ美盡シ一點ノ瑕瑾モナイト云フ場合ニハ、暫ク忍シテ之ニ承諾ヲ與ヘルト云フコトモ、差
キナガラ、如何ニシテ官沒スルヤト云フ規定ト云フモノヲ全然設ケズシテ、省令ニモ依ラ
ズ、附則ノ上ニモ書カズシテ、其儘官沒ト云フ刑罰ヲ實行スルト云フコトハ、出來ナイ苦
アルノニ、彼ガ如キモノヲ觀如致シテ居ルトカ、其他從前ノ——明治三十六年ノ百七
十七號ハ前ノ項デゴザイマシタが、其前ニ出マシタトコロノ勅令ニナイトコロノ刑罰ノ權
衡ト云フモノガ、甚ダ得テナイカラシテ、重キニ失セズ、輕キニ失セズ、新舊過渡ノ時代
情ヲ審査シテ發布シタケノ責任ヲ解除スレバ足
情ヲ審査シテ發布スベキ必要ガアルト認メテモ、當時發布シタケノ責任ヲ解除スレバ足

ルベキ次第デゴザイマスカラシテ、一時限ニ效力ヲ消滅セシムテ、サウンシテ開カレテ居ル議
會ヘ、立派ナル法律ヲ出サシムル、若クハ出スト云フ事柄ガ、憲法八條ノ正經ニアラウト、責
私ハ確信ヲ致シテ居ルノデゴザイマス、然ルニ今政府者ノ爲ストコロヲ見ルト云フト、責
任ノ解除ヲ求メルト云フニハアラズシテ、此勅令自身ヲ法律トシテ、若クハ法律ニ代ルベ
キモノト致シテ、未來永劫ニ存在セシムテ、議院ノ有スルトコロノ立法協賛權ノ除外例
ノ端緒ヲ一ツ作リタク、若クハ又吾ミノ作リタルトコロノ緊急勅令ハ、一字一句ノ瑕瑾ハ
ナイカラシテ、アレ等三向ニテハ、修正ノ餘地ヲモ與ヘナインアルト云フコトノ端緒ヲ開ク、是
ハ動機ニナルノデゴザイマス、當院ノ先例ヲ讀ンデ見マシテモ、勅令ニ對シテハ、一字一句
ノ修正ヲモナスコトガ、出來ナイト云フコトノ先例モゴザイマスシ、又憲法ノ上ニ於テ、當
然ナ話デアル、吾ミハ此法律ニ對シテ、加除修正ノ權能マデモ奪ハル、ト云フ、本案ノ如キ勅令ヲ迎ヘルト云フ事
柄ハ、容易ナラス話デアラウト思フノデゴザリマス、併ナガラ斯ノ如キノ事實ト云フモノガ、
和衷協同ノ上ニ於テハ、心配ハナイト云フ論ガアルカモ知レマセヌガ、議院ノ歴史、議院
ノ先例ト云フモノヲ開クニ當シテ、效力ヲ有スルモノゴザイマスカラシテ、一旦開ケタル惡
軍國ニ關係ノナイ單純ナル立法問題デアルノデゴザイマスカラシテ、一日開ケタル惡
例ト云フモノハ、容易ニ後ニ於キマシテ打崩スコトハ出來マイト思フノデゴザリマス、殊ニ
キ彼ガ如キ案ハ、法律ノ正經ニ依シテ立案シタルモノヲ以テ、審議表決ヲスルト云フコト
ヲ、何處マデモ私ハ維持シテ置キタイト云フ考ヲ有ツテ居リマス、現ニ當院ニ於テ明治三
十三年二月ノ議會ニ於テモ、是ト同様ナル案が出来タノデアリマス、即チ明治二十一年勅
令第三百七十七號府縣會議員ノ選舉罰則ニ關スル事案ニ對シマシテ、議會ハ殆ド滿
場一致ヲ以テ、私共ノ議論ト同様ナル趣意ニ於テ、御迎ヘ下サレマシテ、現ニ當院ニ於テ明治三
十三年二月ノ議會ニ於テモ、是ト同様ナル案が出来タノデアリマス、即チ明治二十一年勅
令第三百七十七號府縣會議員ノ選舉罰則ニ關スル事案ニ對シマシテ、議會ハ殆ド滿
場一致ヲ以テ、私共ノ議論ト同様ナル趣意ニ於テ、御迎ヘ下サレマシテ、事後承諾ヲ與
ヘスト云フ御決定ニ相成ニテ居ル次第デゴザイマス、本日ノ議事ハ無論延期ニナリマシタ
ガ、來ルベキ次ノ會日ニ於キマシテハ、無論承諾ヲ與ヘナイト云フコトニナルコト、信シテ
居リマスガ、承諾ヲ與ヘナイ曉ニハ、ドウスルカ、此場合ニ於キマシテハ、吾ミノ權能トシ
テ、吾ミハ斯ノ如キノ案ト云フモノヲ出シテ御覽ニ入ル、ト云フ事柄が出来ルノデアリ、是
ニ依テ政府ハ力ノ強イ法律ニ依シテ、取締リラシタ宜カラウト云フコトヲ以テ往テ、徒
ニ論ズルバカリデナク、此通デアルト、自分ノ方デ膳立ラシテヲ示ス必要ガナインディ
カト云フ事柄ハ、言ヒ得ラベキ事ト思フノデゴザイマス、要スルニ憲法上ノ立法ノ權利ヲ
縮メナイヤウニ、而シテ緊急勅令ヲ濫發セシメナイヤウニ、而シテ本院ノ麗ハシキ先例ヲ存
シタイタメニ、而シテ我等ハ發言スルバカリデナク、斯ノ如キ案ヲ出シテ置キト云フノデアリ
ト云フ事柄ヲ示シテ、私ハ提案ヲ致ストコロノ第一ノ理由ヲ作ツタ次第ナノデゴザイマス、
ソレカラ第二ニ申上ゲテ置キタイ事柄ハ、勿論此緊急勅令ト雖モ、全編ヲ通覽シテ、善盡
シ美盡シ一點ノ瑕瑾モナイト云フ場合ニハ、暫ク忍シテ之ニ承諾ヲ與ヘルト云フコトモ、差
キナガラ、如何ニシテ官沒スルヤト云フ規定ト云フモノヲ全然設ケズシテ、省令ニモ依ラ
ズ、附則ノ上ニモ書カズシテ、其儘官沒ト云フ刑罰ヲ實行スルト云フコトハ、出來ナイ苦
アルノニ、彼ガ如キモノヲ觀如致シテ居ルトカ、其他從前ノ——明治三十六年ノ百七
十七號ハ前ノ項デゴザイマシタが、其前ニ出マシタトコロノ勅令ニナイトコロノ刑罰ノ權
衡ト云フモノガ、甚ダ得テナイカラシテ、重キニ失セズ、輕キニ失セズ、新舊過渡ノ時代

レハナラストコロノ、其事柄ノ調和ト云フモノガ出來テ居ラヌ、數ヘ來レバ、文字ニ致シタナラバ、幾十幾百ノ闕點ノアル勅令デゴザイマカラシテ、之ヲ丸呑ミニセヨト云ハレタトコロデ、ナカク、消化ハ出來ナインデアル、現ニ此點ニ闘シテハ尊敬スベキトコロノ鳩山君ノ手ニ依リテ、若クハ元田君ノ手ニ依リテ、立派ナル案ガ出來テ居リマシテ、此緊急勅令ニ同情ヲ表セラレタル所以ガ、證明サレテ居ル、ソレデゴザイマカラシテ、此案ト云フモノヲ、先づ提出致シマシタル第二ノ理由ト致シマシテ、勅令自體ヲ丸呑ミニハ出來ヌモノデアル、修正ノ餘地ノアル勅令トシテハ修正ガ出來ナイカラ、

法律ニ譲リ、諸君ノ審議ヲモ請ヒ、諸君ノ教ヲモ請ヒ、又一旦決シタル後ニ於テハ、次ノ議會ニ於テ諸君ガ取捨更正ガ出來ル餘地ヲ作ルタメニ、此法律ヲ出シテ置ケ必要ガアルト云フノガ、第二ノ理由ニナルノデゴザイマス、一體精シク論シテ見タイト思フノデゴザイマスガ、ソレハ此緊急勅令ニ事後承諾ヲ與ヘナイト云フ事柄ニ付イテ、盛ニ私ハ論ジテ見タイト思ヒマシタガ、本案ニ關シマシテハ、適切ニ其議論ヲ此處ニ以テ致シマスル程ノ必要ハゴザイマセヌ、要スルニ第一ノ理由ニ於テ述ベタル如ク、第二ニ於テモ申述ベタル如ク、法律ハ今尙必要デアル、而シテ之ヲ勅令ニ譲ラズシテ、法律ニ依ルト云フコトハ、憲法上ノ定則デアル、人ノ身體自由名譽ヲ拘束スルト云フ制裁ト云フモノハ、帝國憲法第一二十三條カニ規定セラル、ガ如ク、無論法律ニ依ラナケレバナラヌモノノアルカラシテ、此案ヲ提出シタト云フ事柄ニ歸著ラ致シマスル、尙精シキ説明ハ委員會ニ於キマシテモ致サウト存ジマスルガ、諸君ニシテ御疑ヒノ點ガゴザイマスレバ、十分ニ質問ニ答ヘル積シマス。

○恵松隆慶君(百五十九番) 本案ハ、九名ノ委員ヲ議長指名ニナランコトヲ希望致
○議長(松田正久君) 恵松君ヨリ、本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フ
動議が出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ恵松君動議ノ如ク決定致シテ、委員ニ付託スルコトニ決シマス、議事日程ノ第二十俘虜刑罰法案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省キマス

〔贊成キタ〕ト呼フ者アリ)
○議長(松田正久君) 恵松君ヨリ、本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フ
動議が出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ恵松君動議ノ如ク決定致シテ、委員ニ付託スルコトニ決シマス、議事日程ノ第二十俘虜刑罰法案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省キマス

第二十 俘虜刑罰法案(花井卓藏君外四名提出)

第一讀會

俘虜刑罰法案

俘虜刑罰法

第一條 俘虜監督者監視者又ハ護送者ニ對シ反抗若ハ暴行ノ所爲アル者ハ

重禁獄ニ處シ其ノ情重キ者ハ死刑ニ處ス

第二條 俘虜共謀シテ多衆前條ノ所爲アルトキハ首魁ハ死刑ニ處ス其ノ他

ノ者ハ有期流刑ニ處シ其ノ情輕キ者ハ重禁獄ニ處ス

第三條 俘虜逃走ノ所爲アルトキハ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第四條 俘虜共謀シテ多衆逃走ノ所爲アルトキハ首魁ハ有期流刑ニ處シ其

ノ情重キ者ハ死刑ニ處ス其ノ他ノ者ハ重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ者ハ六年

以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第五條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜宣誓ニ背ク者ハ重禁獄ニ處シ其ノ宣誓ニ

背キ抗敵スル者ハ死刑ニ處ス
第六條 第三條、第五條以外ノ宣誓ニ背キ其ノ情重キ者ハ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第七條 俘虜本法及陸軍刑法、海軍刑法ニ規定シタル以外ノ法令ヲ犯シタル第一條乃至第六條ノ規定ハ再ヒ俘虜ト爲リタル者ノ前ニ俘虜タリルトキハ各法令ニ違フ但シ一等又ハ二等ヲ加フルコトヲ得
第八條 第一條乃至第六條ノ規定ハ再ヒ俘虜ト爲リタル者ノ前ニ俘虜タリルトキニ犯シタル罪ニ之ヲ適用セス

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(花井卓藏君登壇)

○花井卓藏君(三百七番) 此案ハ簡單ニ説明スルト云フ利益がアルノデアル、即チ前ノ問題ニ關シマシテ述ベタル理由ヲ移シテ、以テ此問題ニ應用が出來ルノアル、唯條文自體ニ付イテ、一ツ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、第三條ノ「俘虜逃走ノ所爲アルトキハ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス」ト云フノガゴザイマス、是が重大ナル問題ニナルノデス、國際法ノ原則トシテハ、俘虜逃走ヲ企テルト云フ事柄ハ別ニ罪トシテ問フベキモノノデナイト、ソレハ各々本国ニ忠誠ナル將校軍人トシテ、早ク國三歸ニテ國ノタメニ盡シタイト云フノ人情ハ、無論アルベキ苦アルカラ、縱シヤ彼ガ逃走ヲ企テ、モ、之ヲ罪トシテ問フト云フ事柄ハ、甚ダ武士道ヲ輕ンズル趣意アル、懲罰ト申シマシテモ、懲罰ニモ依リケリデ、刑罰以上ノ懲罰ト云フモノノ是認シタ以上ハ、之ヲ法律ノ上三規定シテ、刑トシテ現ニ定メテ置ケ方ガ、取締リノ上ニ便利ガ宜カラト考ヘル、現ニ此「プラッセル」ノ宣言ノ三十八條デゴザリマシタカ、三十九條デゴザリマシタカ、條文ハ能ク記憶致シマセヌガ、俘虜が逃走ヲ企テ、止マレト號令ヲコロニ依リテ見ルト、懲罰ト申シマシテモ、懲罰ニモ依リケリデ、刑罰以上ノ懲罰ト云フ遂ニ死ニ至シテモ、決シテ差支ナイト云フ事柄ガ、揭グラレテアル、明治三十三年ノ和蘭ノ海牙ニ於テ開ケタ處ノ、平和會議ノ條約ニ據リマシテモ、第八條ノ一項ニ、俘虜ニシテ不柔順ナル行動ガアッタ時ニハ、嚴重ナル懲罰ヲ科シテ宜シトイコトガアル、之ガ説明ト云フモノハ、或ハ獄中ニ幽閉ヲシ、或場合ニ於テハ、之ガ總テノ自由ヲ監禁ヲシテモ差支ナイト云フコトガ書イテアル、幽閉ヲシテ懲罰スル場合ニ依リテハ、殺戮モ出來ル、併ナガラ、之ハ一種ノ軍事的懲罰アル、此懲罰ハ刑法以上ノ懲罰アル、然ラバ之ニ對シテ六箇月以上五年以下ノ禁錮ニ處スルト云フ懲罰ヲ設ケテ置イテモ、毫モ國際法ノ典例ニハ背キハセント思フ、「プラッセル」ノ典例ハ、一ノ慣例トシテ重んゼラレテ居ル、海牙ノ條約モ之ヲ無效トハシナイ、慣例ハ慣例トシテ見テ宜シ、別ニ之ヲ茲ニ書改メテ置カナイカラト云ツテ、慣例ヲ廢棄シタ譯デハナイガ、私ハ茲ニ三條ヲ加ヘタ、ソレカラ第七條ノ事ニ付イテ、一言致シテ置キタイ、是モヤハリ元田君ノ案ナドトハ違テ居ル點ハ、即チ「俘虜本法及陸軍刑法、海軍刑法ニ規定シタル以外ノ法令ヲ犯シタルトキハ各法令ニ違フ」之デス、是ハ如何ナル場合アルカト申シマスルト、俘虜が陸軍刑法ノ違犯ニモアラズ、海軍刑法ノ違犯ニモアラズ、又一般國際法上懲罰ヲ科スベキ犯罪ニモアラズ、單純ナル普通刑法ノ下ニ於テ、犯罪ヲ犯ス事柄ガアル、例ヘハ窃盜犯トカ、殴打ヲスルト云フヤウナ場合ニハ、俘虜ハ如何ニシテ處罰スベキカト云フテ見ルト、其規定ハ陸軍刑法ニモ、海軍刑法ニモ、其他ノ法令ニモ、何等ノ規定ガナイ、併ナガラ俘虜が日本ニ來テ居ル

以上バ、日本ノ法律皆隸ニ關スルカラシテ、普通刑法ニ依ズテ、軍法會議が裁判シタラ宜シト云フ論ガ、出ルカ知リマセヌケレドモ、ソレハ陸軍刑法、海軍刑法ノ外ニ、陸軍治罪法、海軍治罪法ト云フモノヲ御照覽ニナレバ、此規定ガナケレバ運用ガ正シク往カヌト云

フ事ガ分リマス、殊ニ各國ノ規定ヲ讀ンデモ此種ノ規定ヲモ設ケテ居ル所モアル、或ハ設ケザリシヲ却テ遺憾トシテ居ル國モアリマスカラ、之モ設ケテ置イタ次第ゴザイマス、其他ノ點ニ關シテハ、大體政府ノ緊急勅令ノ案、或三元田鳩山兩君ノ提出セラレタ案ト、殆ド文字ニ至ルマデ達フトコロハゴザイマセヌ、サウ云フ次第アリマスカラ、殊ニ異ナリタル部分ノミヲ由上ダテ置キマシテ、委員ニ付託セラレマシテ、鄭重ナル審査ヲ遂グラレシコトヲ併セテ要求致シマス

○恵松隆慶君(百五十九番) 本案ハ元田君カラモ出テ居リマスルデ、詰リ九名ノ委員、議長指名ヲ願ヒマス

○議長(松田正久君) 恵松君動議ノ如ク、本案ハ議長指名ノ九名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、其如ク決定ヲ致シマス——議事日程第一十一外國ニ於テノミ流通スル硬貨紙幣銀行券及帝國官府發行ノ證券偽造變造及模造ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、朗讀ハ省略シマス

第二十一 帝國官府發行ノ證券偽造變造及模造ニ關スル法律案(鳩山和夫君外一名提出)

外國ニ於テノミ流通スル硬貨紙幣銀行券及

第一讀會

外國ニ於テノミ流通スル硬貨紙幣銀行券及帝國官府發行ノ證券偽造變造

及模造ニ關スル法律案

第一條 流通セシムルノ目的ヲ以テ外國ニ於テノミ流通スル金銀貨、紙幣、銀行券、帝國官府發行ノ證券偽造變造

及模造ニ處ス

以下ノ重禁錮ニ處ス

第二條 流通セシムルノ目的ヲ以テ偽造又ハ變造ニ係ル前條ニ記載シタル

物ヲ帝國若ハ外國ニ輸入シタル者ハ前條ノ例ニ同シ

第三條 情ヲ知テ偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物ヲ行使シ若ハ

流通セシムルノ目的ヲ以テ授受シタル者ハ輕懲役又ハ六月以上五年以下

ノ重禁錮ニ處ス

收得レタル後其ノ偽造又ハ變造ナルコトヲ知テ行使シ若ハ流通セシムル

ノ目的ヲ以テ授付シタル者ハ其ノ名價三倍以下ノ罰金ニ處ス但シ二圓以下ニ降スコトヲ得ス

第四條 第一條ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供シ若ハ供セシムルノ目的ヲ以テ器械若ハ原料ヲ製造シ授受シ若ハ準備シ又ハ帝國若ハ外國ニ輸入シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

第五條 販賣スルノ目的ヲ以テ第一條ニ記載シタル物ニ紛ハシキ外觀ヲ有スル物ヲ製造シ又ハ帝國若ハ外國ニ輸入シタル者ハ三年以下ノ重禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ記載シタル物ヲ販賣シタル者ハ前項ノ例ニ同シ

第六條 前數條ニ記載シタル輕罪ヲ犯サムトシテ未遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

第七條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シ禁錮ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

第八條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シタル者偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物ノ未タ行使セラレサル前又ハ第五條ニ記載シタル物ノ未タ授付セラレサル前ニ於テ官ニ自首シタルトキハ主刑ヲ免除スルコトヲ得

第九條 本法ニ規定シタル罪ヲ犯シ外國ニ於テ確定判決ヲ經タル者ト雖更ニ之ヲ處罰スルコトヲ妨ケス但シ犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレタル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタルトキハ刑ノ執行ヲ減免スルコトヲ得

第十條 偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物及第五條ニ記載シタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス行政ノ處分ヲ以テ官沒ニ關スル手續ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 偽造又ハ變造ニ係ル第一條ニ記載シタル物及第五條ニ記載シタル物ニハ明治九年布告第五十七號ヲ準用ス

附 則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年勅令第百七十七號ハ之ヲ廢止ス

○元田肇君(百八十三番) 簡單アリマスカラ、當席ヨリ述ベマスガ、此法律案ヲ提出致シマシタ趣意ハ、ヤハリ大體ニ於テ花井君ノ述ベラレタヤウナコトニアリマスガ、唯少シ違ヒマス事ハ、花井君ノ意見トスマスルト、緊急勅令ノ事ニ付イテハ、絕對的反對スト云フ事ハ、既ニ極テ居ルヤウデゴザリマスガ、本員ハ緊急ノ場合ニ方ツテ、政府が出シタ法律案ハ、不幸ニシテ議會ノ協賛ヲ經ルコトガ出來ナイカラシテ、勅令トシテ將來ノデアルガ、是カラ將來ニ於テハ既ニ議會モ開ケテ居リマスカラ、十分審查ヲシテ、將來ノ法律案ヲ議スルガ宜イト云フ考ヘテ、提出致シタノアリマス、併ナガラ緊急勅令三付イテハ、自ラ議論ガアリマスカラ、茲ニ申上ゲル必要ハアリマセヌガ、免ニ角將來ニ行フコトニ就イテハ、十分ニ我立法議會ノ權能ニ於テ、出來ル限ノ審査ヲ盡シテ法律ヲ指ヘタガ宜カラウ、又之が出來ルニ付イテハ、政府ハ歎シテ迎ヘナケレバナラヌト信ズルソレデアリマスルガ、併ナガラ此法文ノ上カラ申シマスルト、花井君ノ出サレテ居ルモノトハ達ヒマスルケレドモ、一貫シテ案アリマスルが故ニ、願クバ花井君ノ案ト同委員ニ付託シテ、互ヒニ進行スルコトヲ希望致シマス

(「贊成タク」ト呼フモノアリ)

○議長(松田正久君) 本案提出者ヨリ、前委員ニ付託スルコトニ決シマス——議事

ル、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ、前委員ニ付託スルコトニ決シマス——議事

日程第二十二 俘虜處罰ニ關スル法律案(元田肇君外一名提出)

俘虜處罰ニ關スル法律案

第一條 俘虜監督者監視者又ハ護送者ニ對シ反抗若ハ暴行ノ所爲アル者ハ

重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ者ヘ六月以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス
第二條 俘虜共謀シテ多衆前條ノ所爲アルトキハ首魁ヘ死刑ニ處ス其ノ他
ノ者ハ有期流刑ニ處シ其ノ情輕キ者ハ重禁獄ニ處ス

第三條 俘虜共謀シテ多衆逃走ノ所爲アルトキハ首魁ヘ有期流刑ニ處シ其

ノ情重キ者ハ死刑ニ處ス其ノ他ノ者ハ重禁獄ニ處シ其ノ情輕キ者ハ六月

以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第四條 宣誓解放ヲ受ケタル俘虜宣誓ニ背ク者ハ重禁獄ニ處シ其ノ宣誓ニ

背キ兵器ヲ操リ抗敵スル者ハ死刑ニ處ス

第五條 俘虜逃走セサル宣誓ヲ爲シ之ニ背ク者ハ重禁獄ニ處ス

第六條 第一條乃至第三條ノ規定ハ再ヒ俘虜トナリタル者ノ前ニ俘虜タリ

シトキニ犯シタル罪ニ之ヲ適用セス

第七條 軍法會議ニ於テ俘虜ノ犯罪ヲ審判スルトキハ其ノ階級ニ應シ帝國

軍人ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十七年勅令第二百二十五號ハ之ヲ廢止ス

○元田肇君(百六十三番) 是モヤハリ前ノ議案ト同一ノ委員ニ付託セラレントヲ

希望致シマス、提出ノ理由ハ別段述ベマセウ

(花井卓藏君) 此場合ニ於テ政府が同意スルヤ否ヤヲ聞キタイ」ト呼フ)

○議長(松田正久君) 前委員ニ付託スルト云フ、動議ガアリマスか、許可シテ御異議アリマセヌ

カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス——諸般ノ報告ヲ致シマス

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ前委員ニ付託スルコトニ決定ヲ致シマ

ス——諸君ニ御諮詢致シマスルガ、議員久保伴一郎君、石田貫之助君ハ、何モ病氣

ノタメ、本月二十四日ヨリ一週間請暇ノ申出ガアリマスか、許可シテ御異議アリマセヌ

カ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス——諸般ノ報告ヲ致シマス

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ前委員ニ付託スルコトニ決定ヲ致シマ

ス——諸君ニ御諮詢致シマスルガ、議員久保伴一郎君、石田貫之助君ハ、何モ病氣

ノタメ、本月二十四日ヨリ一週間請暇ノ申出ガアリマスか、許可シテ御異議アリマセヌ

カ

〔書記朗讀〕

○議長(松田正久君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス——諸般ノ報告ヲ致シマス
シマス

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
シマス
郡役所廢止二關スル建議案
提出者 佐藤虎次郎君 竹内正志君 關口安太郎君
寺井純司君 持田若佐君 佐藤虎次郎君
萩野左門君ヨリ佐竹作太郎君外一名ニ係ル議員資格ニ對し異議ノ申立アリタリ
指定セラレタル委員左ノ如シ

古物商取締法中改正法律案外一件
天野董平君 梅野初實君 三浦盛德君
田中定吉君 牧野元君 荒川五郎君
田口卯吉君 米田實君 横堀三子君

山田平太郎君 中西六三郎君 鈴木友次郎君 漆昌嘉一郎君
井上與一郎君 中谷宇平君 栗原宣太郎君
市町村立小學校教育費國庫補助法及教育基金令ニ依ル沖繩縣ノ配賦金及
配當金仕拂殘額ヲ翌年度ニ繰越使用ニ關スル法律案

小澤愛次郎君 福岡精一君

是永歲太郎君 關口安太郎君

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

川島龍藏君 佐藤伊助君

藤井牧太君 大戸復三郎君

村松愛藏君 島津良知君

藤井耕次郎君 齋藤桂次君

遠洋漁業獎勵法中改正法律案外一件

川島耕次郎君 久保田與四郎君

中村清一郎君 柳田藤吉君

持田若佐君 大久保弁太郎君 加瀬禧逸君

外國二於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造ニ關スル法律案外一件

角田眞平君 神崎東藏君 遠山正和君

磯部四郎君 渡邊修君 鳩山和夫君

大淵龍太郎君 小林伸次君 高梨哲四郎君

俘虜刑罰法案外一件 鳩山和夫君 遠藤良吉君

立川雲平君 森肇君 富島暢夫君

花井卓藏君 山本幸彦君 寺辻寛君

二回ノ議事日程ハ追テ公報ヲ以テ通知ヲ致シマス、本日ハ是ニテ散會

午後二時三十四分散會

衆議院議事速記録第七號正誤

一〇八上六歲入歲出豫算 正誤

一〇八下五萬二郎君 同

一〇九上一四關清吳問 正誤

一〇九下一八關清英問 同

一一〇上一四金藏君 正誤

一一〇下一八始終 終始

衆議院議事速記録第八號正誤

一一一上一四關清吳問 正誤

一一一下一八關清英問 同

一一二上一四金藏君 正誤

一一二下一八始終 終始